

公益財団法人愛媛県消防協会公印管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県消防協会事務局の組織及び事務分掌に関する規則第6条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）の公印の制式、保管及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(公印の定義、名称、形状等)

第2条 公印は、公益財団法人愛媛県消防協会会長（以下「会長」という。）名若しくはその他の職名又は協会名等をもって発する公文書に押印する印章とし、その名称、形状、寸法、個数、使用区分及び保管責任者は、別表のとおりとする。

(公印の作製、改印又は廃止の手續)

第3条 公印の保管責任者は、公印を作製、改印し、又は廃止しようとするときは、公印作製（改印、廃止）伺書（様式第1号）により会長の決裁を受けなければならない。

(公印の事故)

第4条 公印の保管責任者は、公印の盗難、亡失、き損等の事故があったときは、直ちに公印事故届（様式第2号）を会長に提出し、必要な指示を仰がなければならない。

(公印の登録)

第5条 公印の保管責任者は、公印台帳（様式第3号）を備えてすべての公印を登録しなければならない。

2 公印は、前項の規定によって登録を受けた後でなければ、使用してはならない。

3 登記の申請に押印すべき者は、公益財団法人愛媛県消防協会之印を登記所に提出しなければならない。当該公印を改印したときも同様とする。

(保管)

第6条 公印は、常に所定の容器に納めて厳重に保管しなければならない。

2 公印は、保管責任者の許可なく持ち出すことができない。ただし、職務のため公印を持出し、使用しようとするときは、公印持出簿（様式第4号）に必要事項を記載し、保管責任者の許可を得なければならない。

3 公印携行者は、職務完了後、直ちにその公印を返却しなければならない。

(公印の使用)

第7条 公印は、公文書の決裁後でなければこれを使用することができない。ただし、定例のものは、この限りでない。

2 公印を使用するときは、原議を添えて保管責任者に提示しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、必要の都度会長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

2 愛媛県消防協会公印規則は、廃止する。

別表（第2条関係）

区分	公印の名称	保管責任者	形状	寸法 (cm)	個数	使用区分
1	公益財団法人 愛媛県消防協会長 之印	事務 局長	正方形 柘 てん書体	3. 0	1	賞状用
2	公益財団法人 愛媛県消防協会長 印	事務 局長	正方形 柘 てん書体	2. 1	1	会長名をもって する文書
3	公益財団法人 愛媛県消防協会印	事務 局長	正方形 柘 てん書体	2. 1	1	協会名をもって する文書
4	愛媛県消防協会 事務局長印	事務 局長	正方形 柘 てん書体	2. 1	1	事務局長名をも ってする文書
5	公益財団法人 愛媛県消防協会之 印	事務 局長	正方形 柘 てん書体	1. 5	1	登記、銀行印